

独立行政法人国際協力機構の業務・組織全般の見直し

平成 28 年 9 月

外 務 省
財 務 省
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省

1. 基本的な考え方

世界のパワーバランスの変化やグローバル化の進展といった国際社会の大きな変化の中、世界が直面する開発課題も多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクが、我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっている。また、昨今、国境を超える課題の顕在化や地域紛争、国際テロ等の平和と安定に対する脅威は収束する兆しを見せず、国際情勢は不透明さを一層増している。我が国として、昨年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づき、国際社会と連携しつつ、その実施を通じた開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要である。

政府の開発協力の理念や原則等を定めた「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）では、開発協力の目的を「国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する」とことと定めており、その推進を通じて「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する」とこととしている。開発協力は我が国が国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献するための外交政策上の最も重要な手段の一つであり、その実施の中核を占める独立行政法人国際協力機構（以下、本法人）が行う事業は極めて重要である。

本法人の業務及び組織については、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業績についての評価結果や既往の閣議決定等に示された政府の方針、本法人を取り巻く国内外の環境等を踏まえ、開発協力の機関としての政策実現機能を的確に発揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を確保するために以下のとおり見直し、次期中期目標・中期計画の策定等を行うこととする。

2. 事務及び事業の見直し

本法人の行う事務事業については、本法人が政府開発援助による開発協力事業の実施を専門とする唯一の機関であり代替できる組織が存在しないこと、また引き続き本法人が技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったツールを

一元的に担い開発協力事業を実施することが我が国の開発協力の成果を最大化する観点から適切であることから、現状の態勢を維持する。一方で、本法人の有する強みを活かして事業成果をより一層高めるため、以下の見直しを行う。

(1) 効果的な開発協力事業実施のための適切な目標設定

本法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、開発協力大綱を始めとする開発協力関連政策に沿った目標・計画を設定し、事務・事業の目標と成果を国民に分かりやすく示すとともに、効果的な開発協力事業の実施を推進する。

目標設定に際しては「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改訂）等に基づき、一定の事業等のまとまりの項目ごとに具体的な目標を設定する。また、本法人の事業は、国際情勢や協力対象国の社会状況の変化等の外部要因が与える影響が大きく、事業の効果発現に一定の期間を要するが、その特性に鑑み、質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況の評価が可能となるよう、可能な限り多くの定量的指標を設定することに加え、目標に対する成果の発現状況が的確に評価できる定性的な指標を設定する。

(2) 国内外の様々な主体との連携強化

現在の国際社会では、開発途上地域の開発においては、民間企業、地方自治体、NGOを始めとする政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきている。これを踏まえ、本法人がこれまで蓄積した知見及びネットワークを生かし、多様な力を動員・結集するための結節点及び触媒としての機能を強化し、開発途上地域における開発成果の向上を図る。

(3) 戦略的な対外発信の強化

本法人の実施する開発協力事業は国民の税金を原資としており、開発協力に必要な予算を確保し、事業を継続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。また、国際社会での協力成果等の発信は我が国のプレゼンスの向上にも資することから、本法人の活動を国内外に広く周知すべく、幅広い層の関心に対応した開発協力の効果的かつ戦略的な発信を強化する。

3. 組織の見直し

(1) 安全管理のための態勢強化

国際テロ等の国際社会の平和と安定に対する脅威が高まっている中、国際協力事業関係者の安全の確保や安全意識の向上は、本法人が事業を実施し成果を上げる大前提であり、対策を抜本的に強化することが不可欠である。今後、安

全対策は国際協力事業の極めて重要な構成要素となるので、本法人との契約関係の有無に関わりなくできる限り広範囲の国際協力事業関係者の安全を確保するため、理事長が主導する形で「国際協力事業安全対策会議」での検討結果等を踏まえて実効性のある安全対策を抜本的に強化する。その際、本法人の限られた財源を最大限効果的効率的に活用するよう心がける。

(2) 外部環境の変化に対応するための組織機能の強化

開発協力を取り巻く課題の多様化、複雑化、広範化に、柔軟かつ機敏に対応し、開発成果を着実に得るためには、事業を支える組織機能の強化が不可欠である。より効果的な事業マネジメントに向けて、組織内における責任関係の明確化、国内・海外拠点に対する支援機能の強化を行う。また、国内外の多様な関係者との連携機能の強化に向け、国内・海外拠点の機能を強化する。

4. その他（業務全般に関する見直し）

(1) 業務運営体制の整備

① 事務等の合理化

業務改善・事務集約化の取組等を通じ、引き続き効率的な業務の推進に取り組む。また、公正かつ透明な調達手続きによる適正、迅速かつ効果的な調達を実現するため、引き続き毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況を評価・公表することとする。

② 給与水準の適正化

透明性向上や説明責任の一層の確保のため、法人の事務・事業の特性等を踏まえた給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

③ 内部統制の確実な実施

適切なガバナンスにより業務資源の配分、業務の進捗状況の把握等を的確に行い、国民に対する説明責任を果たすため、内部統制の実施を通じて不正・腐敗の防止、リスク管理の徹底、法令遵守態勢の一層の整備を図る。

④ 情報セキュリティ対策の強化

外部からの標的型攻撃等により情報セキュリティ上の脅威が高まっている状況を踏まえ、政府が進める情報セキュリティ強化策を踏まえ、引き続き適切な情報セキュリティ対策を講じることとする。

(2) 財務内容の改善

運営費交付金を充当する事業に関して、適切な中期計画の予算を作成して適

正な予算執行管理を行うとともに、各年度末の運営費交付金の債務残高についてはその発生要因を分析し、適切に対応する。また、引き続き、自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

(了)